

無人航空機による 災害対策活動に関する協定書

安中市

一般社団法人 日本ドローン協会群馬事業所

無人航空機による災害対策活動に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ドローン協会群馬事業所（以下「乙」という。）は、安中市内において、地震・風水害、その他の大規模災害等、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合等（以下「災害時等」という。）における無人航空機による災害対策活動の実施に関して、次の協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、災害時等において、状況把握や被害の拡大防止、復旧・復興に資するために、甲が乙に依頼する、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ）による災害対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（協力依頼）

災害時等において、甲が乙に対して依頼する無人航空機による災害対策活動は、次の通りとする。

- （1） 災害現場等の撮影及び画像解析等
- （2） 緊急物資の輸送
- （3） その他無人航空機を使用した業務

2 前項の規定による甲から乙に対する依頼は、別に定める様式に基づき文書により行うものとする。ただし、文書によって依頼するいとまがないときは、電話等で口頭により依頼し、その後、速やかに文書を送付する。

第3条（活動の実施）

- （1） 乙は、前条の規定により、甲からの依頼を受けたときは、速やかに必要な無人航空機及び人員を出動させ、甲が指定する現場指揮者の指示に従い活動を行うものとする。ただし、乙の被災状況やその他の事情により活動が困難な場合を除く。
- （2） 乙は、前項の依頼があったときは、活動を実施する区域や飛行の方法に応じて、関係法令等で定める必要な申請等を行うものとする。
- （3） 甲は、災害現場等に緊急用務空域が指定された場合、甲の災害対策本部長より緊急用務空域での無人航空機の飛行のため航空法の特例を乙に適用する旨を東京空港事務所長宛に行うものとする。

第4条（活動の完了）

乙は、活動が完了したときは、直ちに甲に対し、口頭または書面により完了報告を行うとともに、実施した活動内容等を書面により報告するものとする。

第5条（経費の負担）

甲の依頼により、乙が活動に要した費用は、災害発生前の通常のコストに基づき、甲乙が協議のうえ決定する。

第6条（安全管理）

甲は、無人航空機の運航に係る情報（運航時間、運航範囲等）を関係機関に通報し、活動全体の安全確保に努める。

- 2 乙は、現場の安全確保のため、GPS等による位置の安全機能を使用することなく、安定した離着陸空中操作が可能な操作技術者に活動を管理させるものとする。
- 3 乙は、現場の安全を最優先事項とし、安全に支障があると判断した場合には活動を行わないものとする。

4 現場にいる警察官、消防署員、市職員等から立ち退きや中止等の指示があった場合はその指示に従うこと。

第7条 （連絡体制等の構築、相互協力）

甲乙は、この協定を円滑に推進するために、平時から連絡体制等を整備し、相互に情報交換するとともに、防災に必要な訓練や研修等について協力するものとする。

第8条 （保証）

活動に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害を生じたときは甲がこれを負担する。

2 活動に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは甲の現場指揮者等に損害を生じた時は乙がこれを負担する。

3 活動に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害を生じたときは、乙はその事実を遅滞なく甲に報告し、その処置について甲乙が協議の上、決定する。

第9条 （協議）

この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲乙が協議の上、決定する。

第10条 （有効期間）

この協定は、協定締結の日からその効力が発生するものとし、甲乙は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

第11条 （実施細目）

この協定の実施に関する手続き等の細目については、別に定める。

この協定の締結を証するための本書を2通作成し、甲乙記名の上、各1通を保管するものとする。

令和7年 2月 5日

甲 安中市安中1-23-1
安中市
市長 岩井 均

乙 前橋市天川原町1-3-7
一般社団法人日本ドローン協会
群馬事業所
群馬営業所長 荒川 智

「無人航空機による災害対策活動に関する協定書」実施細目

第1条 （趣旨）

この実施細目は、「無人航空機による災害対策活動に関する協定書」（以下 協定書）という。）
第11条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものである。

第2条 （活動の内容）

協定書第2条第1項の各号に規定する、甲が乙に対して依頼する無人航空機による災害対策活動は、次の各号により行うものとする。

- （1）乙は、甲が指定する被災箇所の映像を指定する期日に撮影するものとする。
- （2）乙は、撮影した映像を甲が指定する記録媒体に保存し、甲が指定する期日までに、指定する場所に納品するものとする。
- （3）映像の保存形式については、甲が指定する形式とする。
- （4）映像の無線伝送については、その都度、甲乙が協議の上、実施する。
- （5）撮影した映像の公開は、甲乙が協議の上、乙が映像を編集し、甲が報道機関に対して提供するものとする。
- （6）甲により提供された映像素材を報道機関が利用する場合は、テロップクレジットの表示を「映像提供：安中市」及び「協力：日本ドローン協会」とする。
- （7）乙は、甲の依頼により撮影した被災現場の映像等を、甲の許可無く、インターネットや、SNS、テレビ放送その他の特定の発信者から、不特定の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。
- （8）画像解析については、その都度、甲乙が協議の上、実施する。
- （9）乙は、甲が依頼する物資を指定する場所に輸送するものとする。
- （10）乙は、物資の輸送に適した装備を有する無人航空機を使用し、物資を安全に地上まで輸送することとし、物資を上空から投下することはしない。
- （12）乙は、甲と協議の上、現場を確認して安全な飛行経路を選定するものとする。
- （13）輸送する物資は、甲乙が無人航空機的能力等を考慮し決定する。
- （14）上記以外に、甲が必要と認める活動が発生したときは、甲乙が協議の上、決定する。

第3条 （協力の依頼）

協定書第2条第2項に規定する、甲が乙に対して協力を依頼する文書の書式は、「無人航空機による災害対策活動に関する依頼書（様式第1号）」により行うものとする。

第4条 （活動の完了）

協定書第4条に規定する、活動を完了したときは、乙は「無人航空機による災害対策活動に関する実施結果報告書（様式第2号）」により、甲に報告するものとする。

第5条 （連絡体制等の整備）

協定書第7条に規定する、連絡体制等について、甲乙は、担当者、緊急連絡先、その他の連絡に必要な事項を相互に報告するものとする。また、乙は、災害対策活動に必要な無人航空機の情報を甲へ報告するものとする。なお、本規定の有効期限の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

令和7年 2月 5日

甲 安中市安中1-23-1
安中市
市長 岩井 均

乙 前橋市天川原町1-3-7
一般社団法人日本ドローン協会
群馬事業所
群馬営業所長 荒川 智